

# 大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科科目等履修生規程

(平成26年2月1日施行)

(目的)

**第1条** 本規程は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本学大学院」という。）学則第31条に基づき、看護学研究科（以下、「研究科」という。）における科目等履修生（以下、「履修生」という。）について、必要な事項を定める。

(出願資格)

**第2条** 履修生として出願できる者は、研究科に入学志願できる資格を持つ者とする。

(出願手続)

**第3条** 履修生を志望する者は、次の各号に掲げる書類に選考料を添えて、所定期間内に提出しなければならない。

- (1) 願書（研究科所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 本務先がある場合には、所属機関長の承諾書。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。
- (5) その他研究科が必要と認める書類

2 履修生が履修期間終了後に引き続き同一課程で履修を志望する場合には、選考料及び前項の書類提出を免除することができる。

(出願期間)

**第4条** 出願期間は、入学を希望する時期により、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 前期 前年度の2月1日より研究科が定める期日まで
- (2) 後期 当該年度の8月1日より研究科が定める期日まで

(選考)

**第5条** 履修生の選考・判定は、書類審査及び必要に応じて面接審査をもって総合的に行い、研究科教授会の議を経て、研究科長が履修可否を決定する。

(登録手続)

**第6条** 履修を許可された者は、所定期日までに所定書類を提出し、登録料及び授業料を前納しなければならない。

(履修期間)

**第7条** 履修期間は、許可された授業科目の開講期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目が年度をまたいで開講されるときは、当該授業科目

の開講期間を履修期間として認めることができる。

(登録単位)

**第8条** 履修生が1年間に履修できる単位数は、15単位以内とする。ただし、大学院の博士前期(修士)課程を修了している者が、本研究科博士前期課程の高度実践コースの科目を履修する場合にはこの限りではない。

(試験)

**第9条** 履修生は、履修した授業科目の試験を受け、成績評価を受けることができる。

(単位の授与)

**第10条** 履修した授業科目について試験に合格した者には、所定の単位を付与する。

(単位修得証明書)

**第11条** 履修生の単位は、その請求により単位修得証明書を交付する。

(選考料、入学金及び授業料)

**第12条** 選考料、入学金、授業料及び実習費は、次に定める額とする。

- (1) 選考料 10,000円
- (2) 入学金 15,000円
- (3) 授業料 1単位につき20,000円
- (4) 実習費 1単位につき10,000円

2 一旦納付された選考料、入学金及び授業料については、原則として返還しない。

3 履修生が履修期間終了後に引き続き同一課程で履修する場合には、入学金を免除することができる。

(履修の中止)

**第13条** 履修生として不適当と認められた場合には、研究科教授会の議を経て、科目等履修生の身分を失い、履修を中止する。

(その他)

**第14条** この規程に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、本学大学院学則を準用する。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、大学院委員会、研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

## 附 則

この規程は、平成26年2月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成26年7月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、平成30年4月1日より施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年6月3日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年12月22日から施行する。